

認定職業訓練就職者名簿

Table with training details: 訓練実施機関番号, 訓練実施機関名, 訓練コース番号, 訓練コース名 ##, 訓練科名, 訓練開始日 (令和, 年, 月, 日), 訓練終了日 (令和, 年, 月, 日), 就職状況調査締切日 (令和, 年, 月, 日), 就職状況報告締切日 (令和, 年, 月, 日).

Code tables for employment status and reasons. Includes: 就職コード表 1 (修了者及び就職理由による中途退校者), 雇用契約期間コード表, 就職コード表 2 (就職以外の理由による中途退校者及び未修了者), 雇用保険コード表, 関連就職コード表.

Main data table with columns: 氏名, カナ, 性別, 年齢, 修了・中退, 就職コード, 雇用保険コード, 雇用契約期間コード, 就職経路コード, 関連就職コード, 付加金対象者, 自社等就職者, 受講金, 被災者, J C 作成支援, 65歳以上, (※) 確認欄 (個別報告書の有無). Includes summary rows for 受講者計 and 就職者計.

## (注 意 事 項)

- 1 報告内容は、受講修了者等から提出される様式A-14(就職状況報告書)等を基に正しく記載してください。虚偽又は不正の報告を行ったことが判明した場合には、以後の認定を認めないことや、訓練終了後の奨励金を支払わない等、所要の措置を講ずることがあるばかりでなく、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律の規定により刑罰に処せられることがあります。
- 2 網掛け部分のみ記載してください。「受講者計」、「就職者計」、「就職状況回収率」、「就職率」は自動集計されます。「受講者計」及び「就職者計(雇用保険適用)」及び「雇用保険適用就職率」の欄は、様式A-15(認定職業訓練に係る就職状況報告書)に記載した内容と一致しているか確認してください。
- 3 「訓練実施機関番号」及び「訓練コース番号」は、様式A-15(認定職業訓練に係る就職状況報告書)に記載したものと同一番号を記載してください。
- 4 「就職状況調査締切日」「就職状況報告締切日」は、それぞれ認定職業訓練が終了した日に相当する日の前日を記載してください。  
 なお、令和2年1月1日以降に開講する訓練コースについては、「就職状況調査締切日」は、訓練が終了した日の翌日に応答する日の前日を記載してください。  
 例) 1月31日に認定職業訓練が終了した場合は、  
 ・訓練終了日から起算して3か月経過するのは4月29日(令和2年1月1日以降に開講する訓練コースは4月30日)  
 ・訓練終了日から起算して4か月経過するのは5月30日と考えます。
- 5 受講者の氏名は、就職の有無に関わらず、受講者名簿(様式A-28の別添)に記載した受講者全員の氏名を当該名簿の記載順(氏名のカナの五十音順)と合わせて記載してください。
- 6 「修了・中退」の欄には、各受講者について「修了」又は「中退」と記載してください。  
 なお、未修了者(訓練終了日まで受講していたが、習得した知識・技能が修了に値すると認められず修了に至らなかった者。以下、同じ。)は、「中退」としてください。
- 7 「就職コード」の欄には、各受講者について、就職コード表の各項目のうち該当するものの番号を記載してください。  
 ・『15』の「中退(就職以外)・未修了」とは、就職以外の理由で中退した者及び未修了者に該当する場合に選んでください。当該者については、就職状況調査(様式A-14(就職状況報告書)の配付)の必要はありません。  
 ・『12』の「修了・公共職業訓練受講」とは、修了者のうち、公共職業訓練(※)を引き続き受講している者又は公共職業訓練(※)の受講が確定している者に該当する場合に選んでください。(※求職者支援訓練の実践コースも含む。)  
 ・『10』の「未就職」とは、修了者又は中退(就職)のうち、未就職に該当する場合又は回答があった場合でも次の必須項目が未回答の場合に選んでください。  
 <様式A-14(就職状況報告書)の必須項目>  
 「就職状況(就職又は内定した/自営を始めた/未就職/公共職業訓練受講中又は決定した)」の欄  
 <就職状況で「就職又は内定した」を選んだ場合の必須項目>  
 「事業所名」、「事業所の所在地」、「就職(予定)日」、「雇用保険」、「雇用契約期間」の欄  
 <就職状況で「自営を始めた」を選んだ場合の必須項目>  
 「事業所名」、「事業所の所在地」、「就職(予定)日」  
 <就職状況で「就職又は内定した」を選び、その雇用形態が「派遣」の場合の必須項目>  
 「事業所名」、「事業所の所在地」、「就職(予定)日」、「雇用保険」、「(派遣先名、電話)」の欄  
 ・『14』の「未回答、追跡不能」の者について、回収困難となった経緯が分かる個別報告書(様式は任意)を添付すれば、労働局又は公共職業安定所が公共職業安定所に提出された就職状況報告書(様式C-9)や雇用保険データ等に基づき適用就職率を確認して、付加奨励金の雇用保険適用就職率の就職者に含めることができる場合(就職状況報告書(A-14)の回収率が80%を超える場合に限り)があります。なお、確認結果は個人情報のため個別にご回答できません。
- 8 「雇用保険コード」の欄には、各受講者の訓練終了日以後の状況について雇用保険コード表の各項目のうち該当するものの番号を記載してください。  
 ・『1』は、「就職した」受講者のうち、「雇用保険の対象である」、又は「わからない」と回答した受講者のうちで①雇用形態が「正社員」の場合、②雇用形態が「正社員」以外の場合で、雇用契約期間について「31日以上」又は「定め無し」のいずれかに該当し、かつ「1週間の所定労働時間」について「20時間以上」の場合に選んでください。  
 ・『2』は、「就職した」受講者のうち、『1』に該当しない人を選んでください。  
 ・『3』は、「自営を始めた」受講者のうち、雇用保険適用事業所番号を記載している人を選んでください。  
 ・『4』は、「自営を始めた」受講者のうち、『3』に該当しない人を選んでください。
- 9 「雇用契約期間コード」の欄には、雇用契約期間コード表の各項目のうち該当するものの番号を記載してください。「自営」、「未就職」、「修了・公共職業訓練受講」、「未回答・追跡不能」及び「中退(就職以外)・未修了」の者については、空欄にしてください。
- 10 「就職経路コード」の欄には、各受講者のうち就職した者の就職経路について、就職経路コード表の各項目のうち該当するものの番号を記載してください。
- 11 「関連就職コード」の欄には、各受講者のうち就職した者の職種又は業種について、関連就職コード表の各項目のうち該当するものの番号を記載してください。
- 12 「付加金対象者」及び「自社等就職者」の欄には、該当する受講者がいる場合、○を付けてください。  
 ・「付加金対象者」は、修了者及び就職を理由とした中途退校者に○を付けてください。  
 ・「自社等就職者」は、訓練受講者を、訓練実施機関自ら、又は訓練実施機関の関連事業主(訓練実施機関と資本的、経済的、組織的関連性等からみて実質的な一体性が認められる事業主をいう。)に雇い入れた場合(以下「自社等就職」という。)、○を付けてください(令和元年10月1日開講コース(実践コース)から○を付けてください。令和元年9月30日以前に開講するコースについては○を付ける必要はありません)。  
 なお、訓練実施機関と関連事業主の両者間に実質的な一体性が認められる状況は以下のいずれかの要件に該当する場合とします。  
 1 資本金の50%を超えて出資していること。  
 2 取締役会の構成員について、次のいずれかに該当すること。  
 (1) 代表者が同一人物であること(個人事業主である場合も含む)。  
 (2) 取締役を兼務している者が、いずれかの会社について過半数を占めていること。  
 ※疑義が生じた場合、管轄労働局へお問い合わせください。
- 13 「受講金」の欄には、職業訓練受講給付金の給付を受けていた受講者がいる場合、○を付けてください。
- 14 「被災者」の欄には、東日本大震災による被災者に該当すると思われる受講者について○を付けてください。訓練機関で把握できた範囲でよく、厳密に罹災証明等で確認する必要はありません。
- 15 「JIC作成支援」の欄は、ジョブ・カードを作成支援した受講者に○を付けてください。(様式A-29:別添(求職者支援訓練修了状況報告書)から転記してください。)
- 16 「65歳以上」の欄は、訓練終了日において65歳以上の受講者に○を付けてください。  
 なお、平成28年4月開講コースからは、雇用保険適用就職率を算出するにあたり、訓練終了日において65歳以上の者は算出対象としません。
- 17 「雇用保険適用就職率」については、修了者及び就職したことを理由として中途退校した者のうち、訓練終了日から起算して3か月(令和2年1月1日以降に開講する訓練コースについては、訓練終了日の翌日から起算して3か月)を経過する日までに雇用保険被保険者となった者又は雇用保険の適用を受ける事業主となった者が占める割合を記載してください(自動集計)。  
 なお、雇用保険の適用状況を安定所や労働局で確認、確定した情報をもとに雇用保険適用就職率が修正される場合がありますので、ご承知おきください。  
 また、令和元年10月1日開講コースより、自社等就職における付加奨励金の支給額の算定に係る雇用保険適用就職率については、雇用保険適用の見込みがある労働条件(週20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる)になっているか及び雇い入れから2か月間の勤務実態も確認した上で算定しますので、申請された雇用保険適用就職率が修正される場合があります。  
 勤務実態については、契約期間中の週労働時間が20時間あるかどうか確認しますが、特段の事情により20時間未満となってしまう場合は、当該理由について証明していただく必要があります。
- 18 「参考指標(その他就職率)」については、修了者及び就職したこと(自営業者になったことを含む。以下同じ。)を理由として中途退校した者のうち、訓練終了日から起算して3か月(令和2年1月1日以降に開講する訓練コースについては、訓練終了日の翌日から起算して3か月)を経過する日までに就職又は内定した者(1日以上7日未満の雇用契約期間の就職をした者を除く。)が占める割合を記載してください(自動集計)。  
 なお、基礎訓練(基礎コース)の場合は、公共職業訓練(※)を引き続き受講している者又は公共職業訓練(※)の受講が確定している人の人数(就職コードが『12』の者)を分母から控除します。(※求職者支援訓練の実践コースも含む。)
- 19 ※確認欄には、記載しないでください。